

1. 進路設計について

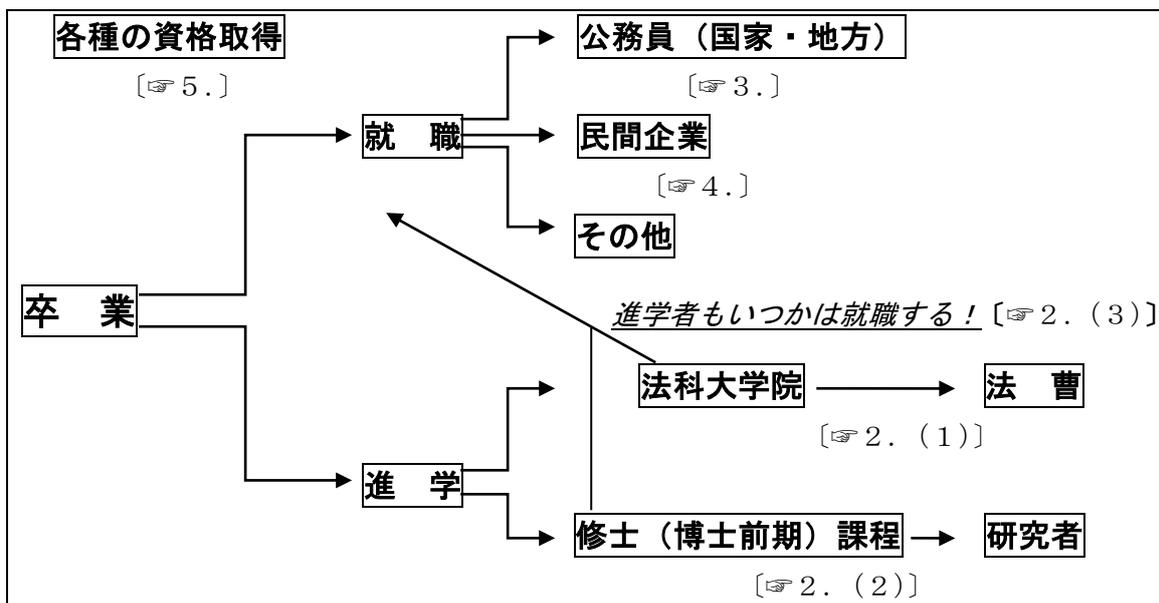
皆さんは、卒業後の自分について想像をしたことがありますか？ 自分で働いて稼いだお金で生活しているあなた自身の姿をイメージできますか？ むかしから、法学を学んだ学生は、「つぶしがきく」といわれてきたように、法学類の卒業生にも、様々な進路の可能性が開かれています。否、それどころか、気付いているかどうか、あるいは実現するかどうかは別にして、皆さんには無限大の可能性が秘められています。じっさい、皆さんの中には、あれかこれか（あるいは、あれもこれも）、とすでに悩んでいる人もいるかもしれません。逆に、たくさんあるんだから何とかなるでしょう、と気楽に構えている人もいるかもしれません。はたまた、自分の進路はもうはっきり決まっているから、他にどんな可能性があるかなんて興味ないよ、という人もいるかもしれません。

でも、ちょっと待ってください。悩んでいる人は、正確な情報に基づいて悩んでいますか？ そうでなければ、堂々めぐりです。気楽に構えている人は、可能性というのは、ひとりでの実現するものではなくて、実現のためには努力が必要なことを理解していますか？ ボンヤリしていたのでは、可能性の実現は遠ざかるばかりですから、正確な情報に基づいてどんな行動を起こしたらいいのかを考えてみましょう。興味ないよ、という人は、子どもの頃から今までの間に何となく抱いてきた「夢」や「希望」を、それ以上具体化しないまま引きずっていませんか？ あるいはお父さんやお母さんの意見を文字通りに受け止めて、それ以上のことを自分で考えないまま来ていませんか？ 一度きりの人生を、どんな人生にするかは、あなた自身が決めてよいことですし、決めなければいけません。

大学4年間の様々な経験・体験は、皆さんが進路を決める上で大きく影響します。それは、可能性の実現に直結することもあるかもしれませんが、皆さんが気付いていなかった可能性に気付かせてくれることもあるでしょう。そのような機会を逃すことなく、最大限に利用することは、どのような進路をとるにしても、重要なことです。その一方で、大学入学後のできるだけ早い段階から卒業後の自分や人生について思いを巡らせることも、とても重要です。自分の性格・適性を自己分析し、自分自身の人生設計の中で、どのような進路・職種等が自分に合っているのかを繰り返し深く考えることは、適職を得るために不可欠なことです。

本章では、法学類の学生にどのような進路の可能性が開かれているかを紹介し、皆さんが進路設計を進めるための基本的な情報を提供します。

<法学類卒業生のおもな進路先（〔 〕内は参照箇所）>



法学類卒業年度別卒業生数，進路先

卒業年度	卒業生数	大学院等進学者数			就職者数							その他
		法科大学院	修士課程等	計	民間	国家公務員	地方公務員	行政法人等	教員	その他	計	
2016	176	10	1	11 6.25%	61 34.65%	35	59	1	0	0	156 88.63%	9
2017	169	4	3	7 4.14%	60 35.5%	39	47	1	0	2	149 88.16%	13
2018	164	8	1	9 5.48%	69 42.07%	29	40	1	0	0	139 84.75%	16

注：最右欄「その他」には，各年度の統計を集約した時点で各種資格試験の受験準備中等が含まれます。

2. 進路設計のために—— 進学編

（1）法科大学院（ロースクール）

① 法科大学院制度の概要

裁判官、検察官、弁護士（「法曹」と総称される）になるためには、司法試験に合格しなければならず、司法試験を受験するためには、原則として法科大学院を修了しなければなりません¹⁾。つまり、法曹になるためには、大学卒業後、法科大学院に進学し、修了後に司法試験に合格する必要があります。ちなみに、司法試験は、法科大学院修了後²⁾ 5年間に5回しか受験できません。

法科大学院には、3年間で修了するコース（標準コース）と2年間で修了するコース（短縮コース）があります。「標準コース」では、1年次で法律の基礎固め、2年次でその応用と法律実務の基礎、3年次で総まとめを行います。「短縮コース」は、1年次の授業を省略し、2年次の授業からスタートします。ただし、短縮コース＝法学系の大学出身者向けであるものの、法学系の大学出身者であっても、法律の勉強が進んでおらず基礎固めができていなければ標準コースに入り基礎から勉強しなければなりません。入試は、標準コースについては、小論文試験と面接試験を科す法科大学院が一般的です。短縮コースについては、これに加えて、法律専門科目試験が課せられます³⁾。

② 法科大学院進学志望者は何を心がけて勉強すべきか

法科大学院を目指す場合、言うまでもなく、法学類での法律科目の学修が重要となります。短縮コースに入学するためには法律専門科目試験に合格する必要がありますし、たとえ標準コースに入学して改めて基礎固めから始めようという場合でも、標準コース1年次では憲法・民法・刑法などいわゆる六法科目を徹底的に勉強するので、進学する前の段階で法律の勉強の心がまえを身につけた上で勉強を進めておくことは、法科大学院に進んでからの勉強に大いに役立ちます。

¹⁾ ただし、**司法試験予備試験**の合格者は、法科大学院修了者と同様に司法試験を受験することができます。予備試験は本来、経済的理由から法科大学院への進学が難しい人に法曹への門戸を開くためのものですが、現在のところ、受験資格に制限はありませんから、法学類の学生も受験することができます。ただし、予備試験の合格率はだいたい3%程度ですから、法科大学院への進学を考慮せずに予備試験を受験することだけを考えるのは、かなりリスクが高いです。

²⁾ ただし、法科大学院で所定の単位を修得すると、法科大学院在学中に受験資格が与えられることがあります。

³⁾ なお、**法曹養成プログラム**（☞第2章第1節4.（2）③参照）の修了者は、短縮コースの特別選抜入試の受験資格が与えられます。

さらに、六法以外のさまざまな科目（法律学以外も含む）についても、各自の関心に応じて広く学修することが大切です。広い視野に立って問題を処理することのできる法曹になるためには、法律のみならず、幅広い教養を備えている必要があるからです。そのためにも、日頃から社会のさまざまな出来事に興味をもち、ニュースや新聞や本を読み、自分の頭で考え、自分なりの考えをまとめるという習慣をつけておくことが肝要となります。

法学類では法科大学院専任教員にも授業や演習の提供で協力をいただいています。また、法科大学院の協力を得て「**リーガル・プロフェッション・プログラム (Legal Profession Program)**」を開設しています。このプログラムに登録した学生には、進路決定に有益な情報を随時提供するとともに、法科大学院出身の実務家や法科大学院を修了して司法試験に合格した先輩との懇談会や弁護士事務所・検察庁・裁判所の見学等、様々なイベントを正課外で随時企画します。法曹・法科大学院に少しでも関心のある皆さんは、進路選択を考える上で有益な情報を得ることができますから、ぜひ登録してください。

③ 金沢大学法科大学院の概要

金沢大学法科大学院（正式名称は、**金沢大学大学院法学研究科法務専攻**）は、「地域に根ざした法曹」を養成することを基本理念に掲げて2004年に発足し、これまでに99名の司法試験合格者を輩出しています。法曹人口の少ない地方都市においては、法律問題の処理が専門化・分業化されていないため、あらゆる法律問題をすべて1人の弁護士が処理していかなければなりません。また、地方分権が進む現在、地方都市においては、弁護士が条例案の策定や各種審議会など地方行政において法律の専門家として指導的役割を果たしていくことが、今後ますます増加すると思われます。

このような観点から、金沢大学法科大学院は、教育目的として、①適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成、②紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成の2つを掲げ、カリキュラムを組んでいます。具体的には、法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法、行政法、民訴法、刑訴法）の充実はもちろん、多種多様な選択科目を配して、多方面の法分野を学修できるよう工夫しています。さらに、北陸地方の法律事務所で一定期間、実務研修を受ける科目（エクスターンシップ）、市民から法律相談を受けアドバイスをする科目（クリニック）があり、さらには模擬裁判を授業科目として設定するなど、実践的なトレーニングも充実しています。これらについてはすべて、北陸三県の弁護士会所属の弁護士から全面的な支援を得ています。また、法科大学院は法曹養成機関ですから、司法試験に合格できる実力を養成することも重要となります。そこで、授業で理解できなかった部分を補ったり、授業では十分にトレーニングできない答案作成を行ったりするための課外講座も設けています。

（2）修士（博士前期）課程への進学

法科大学院は法曹という専門職の養成に特化した専門職大学院の一種ですが、法学・政治学の研究者を志望する人あるいは、法学類で学んだことをより深めてから就職したい人には、大学院修士（博士前期）課程に進学する可能性があります。

大学院の修士課程は、2年間で所定の単位を修得し、学位論文の審査と最終試験に合格すれば修了となり、**修士**の学位が授与されます。研究者志望の人は、修士課程修了後、さらに博士（博士後期）課程に進学する必要があり、その際には学位論文（修士論文）の内容が重要になります⁴⁾。博士課程は、3年間で所定の単位を修得し、学位論文の審査と最終試験に合格すれば修了となり、**博士**の学位が授与されます。研究者志望でない場合は、修士課程修了で就職するのが一般的です⁵⁾。

① 金沢大学大学院法学研究科法学・政治学専攻

金沢大学大学院法学研究科には、法務専攻（法科大学院）とともに、修士課程として**法学・政治学専攻**があり、卒業後に博士課程に進学して、法学・政治学分野の研究者を目指す学生を対象とする研究コース⁶⁾、卒業後に企業の法務部や公務員、税理士等の高度専門職業人として活躍したい学生を対象とする、高度専門職コースが設けられています。

金沢大学大学院法学研究科	
法学・政治学専攻（修士課程） 研究コース／高度専門職コース	法務専攻（法科大学院・専門職学位課程） 標準コース／短縮コース

法学・政治学専攻の詳しい内容、入学試験の時期、試験科目、定員等については、法学研究科法学・政治学専攻の Web サイト (<http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/law-graduate>) を参照してください。

⁴⁾ 法科大学院の設置に際して、実定法系の研究者養成は、法科大学院修了後、博士課程に進学するルートが主流と位置づけられたものの、それで一本化されたわけでもないため、現状では修士課程から博士課程に進学する従来からのルートと並存しています。実定法系の研究者を志望する人は、どちらのルートを進むか、よく考える必要があります。

⁵⁾ 大学院に進学すると、マトモな就職が難しくなるのではないかという憶測で、初めから進学なんて全く考えない、という人が少なくないようですが、この憶測には全く根拠がありません。少なくとも、修士課程修了者の就職先や就職状況は、4年で大学を卒業する多くの学生と比べても、全く遜色ないですし、一般の学生よりも余分に勉強して身に付けたことを、積極的にアピールする、という戦略をとることもありえます。また、研究者としての就職についても、法科大学院ができて以来、全国的に実定法系の研究者を志望する人が激減したため、人手不足に陥っている分野もあるようです。

⁶⁾ かつての旧・法学研究科の出身者には、法学・政治学の研究者になった先輩も少なくなく、それがこの研究科の特徴となっていました。この伝統を引き継ぎ、人間社会環境研究科の一専攻であった時期を経て、2020年4月新たに法学研究科法学・政治学専攻を設置しました。

② 他大学の大学院への進学

大学院に進学して、より深く法学・政治学について学びたいと考えるならば、他大学の大学院への進学という選択肢も考えられます。とりわけ、研究者を志望している場合には、自分が関心を持っている研究分野について、専門的に研究している研究者が在職している大学院へと進学することが重要となります。各大学院の制度、カリキュラム、入学試験時期・科目等は、各大学院によって大きく異なります。他大学の大学院への進学を希望する場合には、早いうちから学生募集要項を入手するなど、情報収集に努めることが重要です。

—他大学の大学院へ進学した先輩からの一言—

大学院受験が大学受験と最も違う点は、大学受験は基本的に自分が行きたい大学を基準に選ぶのに対し、大学院受験は自分が学びたい研究分野の先生を基準にして選ぶということだと思います。といっても、どの先生のところに行けば自分のやりたいことができるかということはなかなか自分一人では判断が付きません。他大学大学院を受験するに当たり、私はゼミの先生の意見を大いに参考にしました。

受験勉強の仕方にしても、大学院受験と大学受験は違います。大学院の受験勉強はその先生がどのような研究をしているのか調べることから始まります。その点で、他大学大学院を受験する学生は、自大学大学院を受験する学生に比べてハンディキャップがあるとも言えるかもしれません。しかし、その先生の論文を読んだり、直接会いに行くなどして情報収集を怠らなければ大丈夫だと思います。そして最後にものを言うのは、自分がその大学院でこれが学びたいんだという明確な目的意識です。

(神戸大学大学院国際協力研究科へ進学)

(3) 進学者の就職

法科大学院であれ、博士課程であれ、大学院に進学する人は、当面就職のことを考えなくてもよさそうですが、**どんな人でもいずれは就職をしなければなりません**。そのことを見失わないことが大切です。例えば昨今、若手弁護士の就職難といったことが、(いささか誇張気味に)報道されているように、司法試験に受かりさえすれば、あるいは弁護士資格さえ取れば、あとは安泰などという話は、すでに「古き良き時代」のことになっています。そうだとすると、皆さんが法科大学院への進学を志すときは、大学院修了後の出口まで見据え、弁護士資格を取った後に、どのような仕事をするのか、そのためには進学前に、学類の段階でどのようなスキルを身につけておくべきか、さらに(やや後ろ向きですが)もし司法試験に受からなかった場合には、どのような進路が残されているのか、といったことまで十分に考えておいてください。

3. 進路設計のために—— 公務員編

（1）国家公務員

① 人事院が試験を実施するもの

人事院は、行政機関に勤務する公務員の採用を一元的に取り扱っています。詳細は人事院のホームページ（<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>）を参照してください。人事院が試験を実施する公務員採用試験には、総合職試験、一般職試験、専門職試験があります。

総合職試験

試験の種類（試験区分）	概要等
院卒者試験 （行政，人間科学他）	政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行われ，主として各省庁における，政策の企画立案等の高度の知識，技術又は経験を必要とする業務に従事することを職務とする職員の採用を目的とする。なお，司法試験合格者には，「法務」区分もある。
大卒程度試験 （政治・国際，法律他）	

一般職試験

試験の種類（試験区分）	概要等
大卒程度試験 （行政）	的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行われ，主として各省庁における，事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする職員の採用を目的とする。

専門職試験

試験の種類	概要等
皇宮護衛官	天皇・皇族の護衛，皇居・御所等の警備
法務省専門職員 （人間科学）	少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査に関する業務（矯正心理専門職員），少年院等において，非行を犯した少年等を社会復帰させるための生活指導・監護等を行う業務（法務教官），保護観察その他更生保護に関する業務（保護観察官）
財務専門官	財務局における主として国の予算及び決算，国有財産の管理及び処分並びに金融機関等の検査その他の監督に関する業務
国税専門官	納税義務者が適正な納税申告を行っているかどうかの調査・検査に関する業務（内国税に関する調査もしくは検査または内国税の賦課及び徴収の業務（国税調査官），未納者に対する催促や対応処分及び納税の指導に関する業務（国税徴収官），脱税の疑いがある者に対しての強制調査及び告発に関する業務（国税査察官）

労働基準監督官	労働条件等についての事業体の監督・指導の業務
食品衛生監視員	検疫所における食品衛生監視員の業務
航空管制官	航空交通管制に関する業務

② 人事院以外の機関が試験を実施するもの

裁判所や国会といった行政機関以外の機関に勤務する職員（「特別職」といいます）や外務省の職員の採用は、それぞれの機関が独自に行っています。詳細は、各機関のホームページを参照してください。

裁判所職員

試験の種類		仕事内容等
裁判所事務官	総合職試験 (院卒者, 大卒程度)	裁判部では裁判所書記官のもとで各種裁判事務に従事し、事務局では司法行政事務全般に従事（総合職では政策の企画立案に係る高い能力を、一般職では的確な事務処理に係る能力を必要とする業務に従事）。
	一般職試験 (大卒程度)	
家庭裁判所調査官補	総合職試験 (院卒者, 大卒程度)	家庭に関する問題の解決や非行を犯した少年の処分に関する業務に従事（家庭裁判所調査官になるためには、採用後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修が必要）。

国会職員

試験の種類		仕事内容等
衆議院事務局職員 (大卒程度)	総合職試験	衆議院の本会議・各委員会等の会議運営・調査等に関する事務、その他議員（議院）活動補佐に関する事務及び一般事務
	一般職試験	
衆議院法制局職員	総合職試験	議員や委員会提出の法律案の立案等の立法活動を法的側面から補佐する業務
参議院事務局職員 (大卒程度)	総合職試験	参議院の本会議・各委員会等の会議運営・調査等に関する事務、その他議員（議院）活動補佐に関する事務及び一般事務
参議院法制局職員	総合職試験	議員や委員会提出の法律案の立案等の立法活動を法的側面から補佐する業務

外務省専門職員

試験の種類	仕事内容等
外務省専門職員	外務省本省・在外公館における外交両事務のうち、特定の地域もしくはは

	分野に係る高度の専門的知識または特定の語学に係る高度の能力を用いる業務
--	-------------------------------------

各機関の参照 Web ページ

裁判所 <http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>

衆議院事務局 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/saiyo/index.html

衆議院法制局

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-saiyou.html

参議院事務局 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/saiyou/index.html>

参議院法制局 <http://houseikyoku.sangiin.go.jp/adoption/examination.htm>

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/index.html>

③ 採用試験のシステム

国家公務員試験の場合、最終試験合格＝採用決定ではありません。最終試験合格者は人事院または採用試験実施機関作成の「採用候補者名簿」に記載され、各府省は、この名簿に記載された候補者の中から面接等を行い、採用者を決定します。国家公務員試験では、受験者本人が直接希望する府省を訪問する「官庁訪問」が、実質的な採用面接となります。官庁訪問のスケジュール等の詳細は、各府省人事担当窓口または人事院ホームページで確認できるため、確認のうえ希望の府省に連絡し、早めに官庁訪問を行う必要があります。

④ 受験希望者へのアドバイス

国家公務員は、採用試験の種類によって採用後に担当する仕事の内容や将来のコースが全く異なります。受験希望者は、希望する職種の仕事や採用試験の内容を把握し、できるだけ早くから受験勉強に取りかかることが望ましいでしょう。また、毎年後期以降には、就職支援室主催で公務員ガイダンスや国家公務員の官庁説明会が開催されます。早めに情報収集をしておくのも有効です。なお、大学院修了者だけを対象とする院卒者試験もありますので、大学卒業後、大学院に進学し、より高度なスキルを修得してから国家公務員試験にチャレンジする、という選択肢も考慮する余地があります。

（２） 地方公務員

地方公務員試験は、都道府県や市区町村ごとに採用試験を実施しています。試験案内については、就職支援室に届いたものは、自由に持ち帰ることができます。また、毎年後期以降には、就職支援室主催で公務員ガイダンスや地方公務員の官公庁説明会が開催されます。

(3) 注意事項と公務員試験の留意点

① 公務員採用試験の日程

民間企業の採用広報・選考活動の開始時期の変更に連動して、公務員試験の日程や詳細（受験資格，試験種目，試験方法，申込方法等）についても変更される可能性がありますので，常に最新の情報を確認してください。

② 民間企業との併願

民間企業への就職活動は，かなりの負担がかかります。なぜ併願するのかをよく考え，併願する場合には民間企業への就職活動と公務員の採用試験のスケジュールを確認し，あらかじめ周到な計画を立てることが大切です。また面接の際に，あえて自分から併願していることを伝える必要はありませんが，いずれ公務員を併願していることを相手に伝える必要が出てきます。面接の段階で公務員併願の意思を伝えると採用をためらう企業がありますし，ある種の駆け引きが必要となります。面接等の採用担当者とのコミュニケーションの中で，最も伝えやすい局面を見極めて伝えるようにしましょう。

③ 公務員試験の二次試験

公務員試験については，一次試験（筆記試験）に目が行きがちですが，近年では，人物重視の傾向が強まっています。面接での質問内容も，「公務員になって何を実現したいのか」を深く突っ込んで聞かれるようです。「自分はなぜ公務員になりたいのか」「公務員となって何を実現したいのか」を自分の人生観・職業観と絡めながら，説得力のある自分の言葉でしっかりと考えておくことが必要です。

二次試験では，面接，集団討論，論作文などが行われます。

面接は，面接官が複数で受験者は1人という個別面接と，受験者が複数である集団面接があります。質問内容は，「なぜ国家公務員（地方公務員）ではなく，地方公務員（国家公務員）なのか」「公務員と民間企業の違いは何か」「公務員でしかできないことは何か」「公務員となって何を実現したいのか」という趣旨の質問が多いようです。公務員志望でも，学内の企業研究ガイダンス等に参加し，民間的な発想を知っておくことも役に立ちます。

国家公務員試験の多くが面接のみですが，地方公務員試験では集団討論があります。集団討論とは複数（5～12人程度）の受験者が，出された課題についてディスカッションする様子から，採用担当者が公務員としての資質があるかどうかを判断する評価方法です。

ここから、協調性やコミュニケーション能力等の対人対応能力や問題意識・創造力等を見ているようです。

論作文については、一次試験で書かせて二次試験に考慮する場合と、二次試験で書かせる場合があるようです。内容は時事問題が多いようですが、地方自治体の場合、その自治体が抱える特有の問題が出されることがあります。情報収集をし、自分なりの考えをまとめておくことが大切です。

④ 公務員試験志望者向けの学習支援

公務員試験対策講座（金沢大学生協主催、金沢大学後援）は、講義形式で行われる講座です。この講座は、正課の5限終了後や夏・冬・春の休業期間中の日中を使い、大学の講義室において講義形式で行われており、サポート体制も充実しています。講座の内容、受講費用、申し込み方法・期間等、詳細は金沢大学生協に問い合わせてください。

⑤ 自己分析を行う

自分を知らないと言得力のある自己PR・志望理由を作り上げることはできません。近年、人物重視の傾向が強まっている面接試験を突破するためにも、試験勉強だけではなく自己分析も必要であることを忘れずに。

⑥ インターンシップ（就業体験）

民間企業だけでなく、官公庁もインターンシップを実施しているのは知っていますか？8月～9月、2～3月といった大学の長期休暇中に実施していることが多いですが、通年で実施していることもあります。実際に就業を体験し、「なぜ公務員なのか？」志望理由もより明確になるかもしれません。積極的に参加しましょう。

⑦ その他

公務員というと、将来の安定・安泰の代名詞のように言われることが少なくなく、専らそのことに引かれて、公務員を志望する（あるいは周囲から強く薦められる）人が、少なからずいるようです。しかも、試験を突破しさえすれば、そんな将来が約束されているかのようなイメージも流布しているせいか、大学受験の延長とばかりに、試験対策だけにひたすら時間と努力を重ね、大学生として本来やるべき勉強をおろそかにする先輩も少なからず見受けられます。しかし、安定・安泰は、あなたの心がけひとつで、一歩間違えると実につまらない人生をすごさざるを得ないことにもなりかねない、という危険が潜んでいることを忘れないでください。また、これもよく言われるように、試験は「水もの」です。努力をしなければ結果が出ないのは当然としても、努力をしたからといって必ず報われる

とは限りません。万が一、結果が出なかったときに、どうすればいいのか全く分からない、と将来を悲観するようなことのないように、試験対策とは別の、日常の勉強やその他、学生の今しかできない経験を通じて、自分の様々な可能性に気づき、それを枯らさないように心がけてください。

4. 進路設計のために—— 民間企業編

ここでは、皆さんに民間企業への就職活動（いわゆる「就活」）のイメージをつかんでもらうために、直近の就職活動を念頭に、あらましを説明します。

（1）インターンシップ（就業体験）

インターンシップは企業の採用選考に直接結びつくものではありませんが、さまざまなメリットがあります。就職情報サイトや採用 Web サイトだけではわからない、企業や業務内容をより深く知ることができ、自分の適性或キャリアプランを考える上でも大変参考になります。8～9月、2～3月といった大学の長期休暇中に実施している企業が多くありますが、通年募集を行っていることもあります。気になる企業へはぜひ積極的に参加してみてください。

（2）就職活動プロセスの把握

2021年卒業・修了生の就職活動スケジュールは、前年度同様企業の採用情報の解禁が3月、選考開始が6月となります。しかし、実態はスケジュールより早く選考が進められると予想され、入念な準備が必要です。長期の就職活動を乗り切るためには、活動計画とスケジュール管理が大切となります。手帳に書き込むだけでなく、就職活動専用のノートも用意する等して、無駄のない行動を心がけましょう。また、経団連に加盟していない企業や外資系企業は、独自の採用スケジュールをとっている場合もありますので、興味のある企業については、こまめに情報収集しましょう。

（3）就職情報サイトへ登録

就職情報サイトには多数の企業情報が掲載されており、業界研究、企業研究、エントリーをするのに役立ちます。また、エントリーシートの書き方、面接対策、SPI対策テスト等

の就職活動に役立つ記事も掲載されています。いくつもの就職情報サイトがありますが、登録するとこれらのサイトからは数多くの情報が送られてきます。それに振り回されないこと、情報の取捨選択をすることも必要です。なお、「サイトに登録する＝個人情報を提供している」ということを自身でしっかり理解したうえで登録を行ってください。

（４）学内の就職ガイダンスに参加

就職活動全般についてだけでなく、採用・面接対策講座、公務員試験対策、教員採用試験対策といった種々のガイダンスが実施されます。就職支援室主催のガイダンス等の詳細については決定の都度、掲示板や就職支援室からのアカンサスポータルメッセージでお知らせしますので、こまめにそれらをチェックし、積極的に参加してください。また、就職支援室主催のガイダンス等は、アカンサスポータル（学務情報サービス）からの事前参加登録が必要です。

（５）自己分析を行う

まずは自分のことを知っておく必要があります。いくら有名な会社でも、自分と合わないようでは問題です。

また面接の際、短時間で企業に自分のことを理解してもらう必要があります。その際、例えば「自分は責任感が強い」という一言だけでは、企業側に理解してもらえないでしょうか。「なぜ責任感が強いと言えるのですか？どのようなことからそう言えるのですか？」という根拠を説明できないと、伝わりません。企業に自分のことを理解してもらうためには、「自分がどのような人間で、どのようなことに興味を抱き、これまでどのようなことをやってきて、どのようなことを経験値として得たのか。今後それらのことをどのようなことに活かしていくのか、活かせるのか。」を説明できるようにならなければなりません。

自己分析は、机に向かってするだけではありません。まずはいろんな人の話を聞きましょう。友人や家族などから自分の長所・短所・向き・不向きを聞いてみたりするなど、いろいろな方法があります。

（６）業界・企業研究を行う

「就職」というと、まず思い浮かぶのは「どのような業種の、どこの会社に就職するか」でしょう。とすると、「その業種や会社の性質や特徴・求められている資質」がどのような

ものか調べておく必要があります。これが、業界・企業研究です。どのような業界があるのか、その業界のおかれている環境や特徴はどのようなものか、さらに個々の企業について、どのような会社か、社風は、職場環境は、などの点に着目して情報を収集します。

その際、世間一般のイメージや先入観にとらわれることのないようにする必要があります。そうするためには、書籍やインターネット上の情報のみならず、企業説明会や企業研究会（学内合同企業説明会）、OB・OGへの訪問などで「生の」情報を仕入れておくことも大切です。

なお、自己分析と業界・企業研究は、何度も繰り返して行うことが必要です。自分を知って相手を知り、そのことで自分を再び見つめなおすという過程を経ることで、自分のことも業界・企業のことも深く理解できるようになります。

（7）企業へのアプローチ（エントリー）

エントリーとは、企業に対して、「自分は御社に対して興味がある」ことを伝えることです。セミナーなどの案内を、エントリーをした学生だけに行う企業もあるので、まずはエントリーをしないと就職活動が始まりません。エントリーの方法はいくつかあり、主にインターネットによるエントリー、会社説明会によるエントリーがあります。このうちインターネットは、各企業の採用 Web サイト上でエントリーする場合や、就職情報サイトを使ってエントリーする場合があります。なお、エントリーしたからといって、必ず選考を受けなければならないわけではありません。

（8）エントリーシート・履歴書の提出

エントリーシートとは、企業が独自に作成している応募書類のことです。会社説明会や面接の前に提出させる企業が多く、企業が応募者を絞り込むために使用している事実上の第一関門です。さらに、面接時にはエントリーシートの内容に基づいて質問されます。必ずコピーを取っておき、自分の書いた内容を把握して面接に臨んでください。

履歴書とエントリーシートの違いは、企業への志望にあたって求められる書類という点では同じですが、履歴書は形式的であり、どの履歴書も記載項目はほぼ同じです。エントリーシートは各企業が独自に作成している応募書類であるため、記載項目は企業によって異なりますが、基本的には自己 PR と志望動機が中心です。

なお、就職支援室では、エントリーシート・履歴書の添削を行なっています。添削を希望する場合には、就職支援室に就職相談の予約を行い、「エントリーシート（履歴書）の添削希望」と伝え、当日、添削を希望するエントリーシート（履歴書）を持参してください。エントリーシート・履歴書は、提出期限を確認して、余裕を持って作成してください。

（9）会社説明会・セミナー参加

会社説明会やセミナーの情報は、就職支援室や就職情報サイト、企業の Web サイトから得ることができますが、同じ会社説明会・セミナーという言葉を使っているにもかかわらず、複数会社が集まって行われる「合同会社説明会」と、それぞれの会社が個別で開催する「個別会社説明会」では性質がまったく異なります。「合同会社説明会」での企業ブース訪問に事前申し込みは不要で、当日その会社のブースへ直接訪問すればよく、企業は学生への広報活動と位置づけています。

しかし、「個別会社説明会」は必ず事前予約が必要となり、企業によっては選考プロセスとして位置づけていることもあり、選考（筆記試験、適性・能力検査、面接など）が行われることもありますので、十分に企業研究して、説明会に参加しましょう。

（10）採用試験

企業によってまちまちですが、書類選考、一般常識・学力試験、適性・能力検査、論作文、面接試験などを組み合わせて行われます。

書類選考：エントリーシート等を利用します。

一般常識・学力試験（※）：教養、時事・社会問題などの試験が行われます。

適性・能力検査（※）：SPI などを用います。

※Web テストと会場で行われる筆記試験の 2 種類があります。

論作文：ものの考え方、文章の表現力などがチェックされます。テーマは抽象的なものから、身近なものまで様々です。

面接：一対一の個人面接から集団面接、グループディスカッション、ディベート、プレゼンテーションまで形式は様々です。また面接は何度も重ねて行うのが通常で、最初は面接官が若手社員だったのが、面接の段階が進むにつれ会社役員と面接することもあります。面接中の態度や質問への受け答えだけでなく、面接を待っている間の態度・姿勢もチェックされることがあります（例えば、待合室で他の者と雑談をする、他社の資料を読む、メールや SNS を見たり書いたりすることはすべて厳禁です）。

(11) 内定（または内々定）

正式な採用内定は10月1日以降なので、それ以前に企業からもらうのが内々定です。

内々定の際に、企業から誓約書の提出を求められることがあります。誓約書自体に法的拘束力はありません。誓約書の有無に関係なく内定通知を受けた段階で法的には労働契約が成立します。しかし、憲法22条1項は職業選択の自由を保障しており、民法も期間の定めのない労働契約を労働者はいつでも解約できると規定しています(627条1項)。そのため、誓約書提出後に内々定を辞退しても法的問題はまず生じませんが、誓約書は内定承諾の意思を企業に伝える書類ですので、まだ他の企業の選考が続いている等の場合には、慎重に対応してください。

複数の企業から内々定を得た場合、入社意思のない企業に対しては辞退を電話で速やかに申し出てください。態度を保留したままだとトラブルの元になります。辞退する際には、誠意を込め、内々定をいただいたお礼、辞退する理由を簡潔に伝えてください。

また、内定が決まった（または進学など就職以外の進路が決定した）場合には、アカンサスポータル（学務情報サービス）から、必ず「進路登録」をしてください。登録された情報は、統計的な資料としてのみ使用します。

◆アカンサスポータル>学務情報サービス>ポートフォリオ>進路メニュー>進路登録

さらに、「進路登録」の後、皆さんの就職活動体験を登録することができます。登録された情報はアカンサスポータル内で公開され、就職活動を行う後輩にとって貴重な情報となりますので、ぜひ協力してください（氏名や連絡先等の個人情報は公開されません）。

◆アカンサスポータル>学務情報サービス>ポートフォリオ>進路メニュー>就職活動体験記

なお、企業側の一時的な都合で内定が取り消された場合には、速やかに就職支援室に連絡してください。

○就職支援室が開催する主な行事（年度により内容に変更あり）

■就職支援室が開催する主な就職・進路ガイダンス等				※令和元(2019)年度
	日程	対象学年	行事	内容
プログラム 共通	10～11月	2年	進路ガイダンス	今から心掛けておくこと
	4月	3年、修士1年		就職活動の現状や今から準備すべきこと
	5月	2・3年、修士1年	インターンシップ合同説明会	学内インターンシップ合同説明会で約20社の企業が参加
	5月～7月		インターンシップガイダンス	ビジネスマナーやインターンシップの目的について
	10月～12月	全学年	OB・OG交流会	主に北陸三県の企業・官公庁で働く若手OB・OGとの交流会
	12～1月		自己分析セミナー	2回完結の少人数セミナー
	12月	3年、修士1年	チャレンジ！面接&就活なんでも相談会	面接練習のスタートイベント
民間企業志望者向けプログラム	10月～3月	全学年	就職ガイダンス	【主な実施テーマ】 ①就職活動の進め方(文理別) ②自己分析の進め方 ③業界・企業研究の進め方 ④メイク講座 ⑤職務適正テスト ⑥地元就職ガイダンス ⑦労働法ガイダンス ⑧エントリーシート対策講座 ⑨面接対策
	10月～2月		業界・職種ガイダンス	業界ごとに複数社から講師を招き、各業界の特徴・魅力・展望についてディスカッション 【主な開催業界】 メディア、広告、食品、製薬、商社、国際物流、電気・電子部品、IT、自動車・機械、金融・保険、建設・運輸・物流 など
	2月中旬・3月上旬		企業研究会	学内合同企業説明会に約400社の企業が参加
	3月～7月		面接練習会	個人面接・集団面接・集団討論の練習会を開催
	8月～9月	4年、修士2年	Reスタートガイダンス	公務員・教員から民間企業への進路変更者向けのガイダンス
	9月		合同企業説明会	30社前後の企業が参加
公務員志望者向けプログラム	1月	3年、修士1年	公務員ガイダンス	公務員志望学生の就職活動の進め方について
	4月～2月	全学年	官公庁説明会	各官公庁の採用担当者による説明会 【主な開催官庁】 石川県、金沢市、富山県、福井県、新潟県、長野県、国家公務員、北陸三県警、財務専門官、国税専門官、裁判所職員 など
	5月～6月	4年、修士2年	公務員ガイダンス	自己PRや志望動機のとめ方、面接対策
	3月～7月		面接練習会	個人面接・集団討論の練習会を開催
教員志望者向けプログラム	10月～11月	3年、修士1年	教員就職ガイダンス	教員採用の現状、合格者体験発表会
	5月～12月	4年、修士2年	教員採用試験説明会	各教育委員会の採用担当者による説明会 【主な開催市・県】 石川県、富山県、福井県など
	6月		面接・模擬授業練習会	元教員による面接・集団討論・場面指導・模擬授業の指導

就職活動におけるセクシャル・ハラスメント

残念なことです。就職活動の過程においてセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）に遭う可能性も否定できません。多くは男性から女性へのセクハラが想定されますが、女性から男性へのセクハラもありますので、セクハラの問題は女子学生に限定されません。とはいえ、面接官がわざと相手を怒らせる（または不快に思わせる）質問をして、その際の反応を確かめるケースもありますので、セクハラ紛いの質問に対しあまり神経質になることはありません。しかし、あまりにひどい場合には泣き寝入りすることなく、就職支援室に相談してください。都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）でも、相談を受け付けています。

5. 進路設計のために—— 各種資格等の取得

(1) 「資格」とは何か？

皆さんの中には、将来の仕事に生かすために、いろいろな資格を取ることを考えている人も多いと思います。資格の中には、例えば医師や薬剤師の資格のように、所定の単位を修得して大学を卒業し、さらに試験を受けて合格して初めて取得できるものから、教員免許のように所定の単位を修得して大学を卒業すれば取得できるもの、さらには普通自動車の運転免許のように、大学を卒業しているかなどとは全く無関係に取得できるものもありますが、いずれにしても資格を取るとするのは、「**何かの知識・技能が一定の水準に達していることの確認**」を受けた上で、「**一般の人（資格を持っていない人）はすることが禁止されていることができるようになる**」ということを意味します。

資格を持っていると有利だと一般に言われるのは、資格がないとやれないことができるようになるからですが、その一方で、資格を持っている人は、一般の人はすることが禁止されていることをすることができる、というアドバンテージを社会から与えられていることを意味しますから、資格を生かして仕事を続ける中で、仕事に関する知識・技能を常に向上させて行く責任があります。資格を既得権とばかりにその上にあぐらをかいているとか、果ては資格を悪用するようなことは、時々ニュースにもなるように、社会的な非難を浴びることになります。

なお、資格に準ずるものとして、上の「**何かの知識・技能が一定の水準に達していることの確認**」だけをするものがあります。例えば、皆さんもおなじみの英検、TOEIC、TOEFLといった各種の語学検定や漢字検定、さらには第2章で説明した法学検定、貿易実務検定などがこれにあたります。そして、就職あるいは進学に際して、採用試験あるいは入学試験の出願条件になっている、選考にあたって考慮する、あるいは独自の試験の代わりとする、などとされている場合、この確認を受けたこと（＝検定に合格したこと、所定のスコアを得たこと）が非常に大きな意味を持ってきます。

(2) 法律系の資格について

法律系の資格の代表は、いわゆる法曹資格（弁護士、裁判官、検察官になる資格）ですが、これについては法科大学院のところで説明しましたので、ここではそれ以外の法律系の資格について説明します。法律系以外の分野には、大学で所定の単位を取得することで資格自体、あるいは資格試験の受験資格が得られるというものがありますが、法律系の資

格には今のところ、そのようなものはありません。したがって、法学類の専門科目の単位を修得すること、あるいは法学類を卒業することが即、資格の取得に「直結」することは一切ない、と考えて下さい。

しかし、わが国には法曹資格以外にも数多くの法律系の資格がありますので、資格試験の試験科目あるいは、その資格を生かしてする仕事の内容との関係で、法学類で開講される授業科目がその資格と深いかかわりを持つことが少なからずあります。そのような授業科目を履修することは、資格試験に間接的に役立つだけでなく、将来資格を生かして仕事を続ける中で、知識・技能を向上させて行くための基本的素養という意味もあります。いずれにせよ、資格は取ることそれ自体に意味があるのではなく、それを使ってどれだけ良い仕事をするかが重要である、ということをお心に銘じてください。

以下では、主な法律系の資格のあらましを紹介します。

① 司法書士

<何ができるか？>

- ・ 不動産登記，商業登記，供託に関する手続の代理
- ・ 裁判所・検察庁・法務局に提出する書類の作成代行
- ・ 法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続代行
- ・ 以上の問題に対する相談
- ・ 簡易裁判所の訴訟代理（訴額 140 万円以下），など

<試験科目>

- ・ 憲法，民法，商法，刑法に関する知識
- ・ 不動産登記，商業（法人）登記に関する知識（登記申請書に関するものを含む）
- ・ 供託及び民事訴訟，民事執行及び民事保全に関する知識
- ・ 司法書士法 3 条 1 項 1 号から 5 号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

<詳細情報>

法務省 Web <http://www.moj.go.jp/>

日本司法書士連合会 Web <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

月報司法書士（日本司法書士連合会の会報，法学類図書室にあり）

各司法書士会窓口 例：石川県司法書士会（金沢市新神田 4-10-18）

なお、司法書士による法学類生向けのセミナーが毎年、企画されていますので、興味のある人は参加してみてください。

② 行政書士

<何ができるか？>

- ・各種許認可の申請書などの官公庁に提出する書類の作成代行
- ・官公庁に書類を提出してする許認可申請手続の代理
- ・契約書などの権利義務又は事実証明に関する書類の作成代行
- ・以上に関する相談業務

<試験科目>

- ・行政書士の業務に関し必要な法令等
憲法，行政法（行政法の一般的法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，
国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学
- ・行政書士の業務に関連する一般知識等
政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解

<詳細情報>

日本行政書士会連合会 Web <http://www.gyosei.or.jp/>

③ 社会保険労務士

<何ができるか？>

- ・事業主に代わって労働基準監督署や社会保険事務所など関係行政機関に提出する申請書
や報告書・帳簿などを作成する
- ・関係行政機関に対する申請手続の代理
- ・社会保険に関する相談，指導

<試験科目>

- ・労働基準法及び労働安全衛生法，労働者災害補償保険法，雇用保険法，労働保険の保険
料の徴収等に関する法律
- ・健康保険法，国民年金法，厚生年金保険法
- ・労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

<詳細情報>

全国社会保険労務士会連合会 Web <http://www.shakaihokenroumushi.jp/>

法学類・石田教員（社会保障法担当），早津教員（労働法担当）

④ 弁理士

<何ができるか？>

- ・特許，実用新案，意匠もしくは商標の出願等に関して特許庁に対して行う事項の代理，
鑑定，その他の事務
- ・特許，実用新案，意匠または商標についての異議申立または審判に関して経済産業大臣

に対して行う事項の代理，鑑定，その他の事務

<試験科目>

1 短答式筆記試験

工業所有権（特許，実用新案，意匠及び商標）に関する法令，条約，著作権法並びに不正競争防止法

2 論文式筆記試験

- ・工業所有権法の3科目（特許法・実用新案法，意匠法，商標法）（必須科目）
- ・次の6科目のうち受験者があらかじめ選択する1科目
 1. 理工Ⅰ（工学）
 2. 理工Ⅱ（数学・物理）
 3. 理工Ⅲ（化学）
 4. 理工Ⅳ（生物）
 5. 理工Ⅴ（情報）
 6. 法律（弁理士の業務に関する法律）：民法（総則・物権・債権）（必須），民事訴訟法，著作権法，不正競争防止法及び独占禁止法，行政法，国際私法

3 口述試験

工業所有権法（特許法+実用新案法，意匠法，商標法の3科目）について口頭試問。

<詳細情報>

日本弁理士会 Web <http://www.jpaa.or.jp/>

法学類・大友教員（知的財産法担当）

⑤ 公認会計士

<何ができるか？>

企業等の経営に関して作られた財務書類が，企業等の正しい経営成績と財政状態を示していることの証明

<試験科目>

1 短答式試験

企業法：会社法，商法（主に総則，商行為法）金融商品取引法（主に企業内容等の開示に関する部分）

管理会計論及び監査論：原価計算，企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論，証券取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

財務会計論（簿記・財務諸表論）：簿記，財務諸表論，企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

2 論文式試験

必須科目

会計学（財務会計論，管理会計論），監査論，企業法

租税法：法人税法，所得税法，租税法総論及び消費税法，相続税法その他租税法各論

選択科目：以下の4科目から1科目

経営学：経営管理及び財務管理の基礎的理論

経済学：ミクロ経済学及びマクロ経済学その他の経済理論

民法：主に民法典第1編～第3編，第4編・第5編並びに関連する特別法を含む

統計学：記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

<詳細情報>

日本公認会計士協会 Web <http://www.hp.jicpa.or.jp>

公認会計士・監査審査会 Web <http://www.fsa.go.jp/cpaaob>

法学類・村上教員，脇田教員（商法担当）

⑥ 税理士

<何ができるか？>

- ・個人や企業などの納税者を代理して，所得税，相続税，法人税，固定資産税などの諸手続を行なう
- ・関連書類，会計帳簿の作成代行

<試験科目>

全11科目のうち合格に必要な5科目を，何年にも渡って少しずつ合格していくことで最終的に合格となる（一部科目合格制度）。

- ・簿記論：複式簿記の原理，その記帳・計算及び帳簿組織，商業簿記のほか，工業簿記を含む。ただし，原価計算を除く。
- ・財務諸表論：会計原理，企業会計原則，企業会計の諸基準，会社法中計算書等に関する規定，会社計算規則（ただし，特定の事業を行う会社についての特例を除く），財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則，連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則
- ・所得税法，法人税法，相続税法，消費税または酒税法，国税徴収法，住民税または事業税，固定資産税のうち3科目を選択（ただし，所得税法または法人税法のいずれか1科目は必ず選択する）

<詳細情報>

日本税理士連合会 Web <http://www.nichizeiren.or.jp>

法学類・平川教員（税財政法担当）

⑦ 通関士

<何ができるか？>

貿易の際に通関業者が税関に提出する輸出入申告書類等の通関書類の審査と確認

<試験科目>

- ・通関業法
- ・関税法，関税定率法その他関税に関する法律，外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る）
- ・通関書類の作成要領その他通関手続の実務

<詳細情報>

税関 Web <http://www.customs.go.jp/index.htm>

法学類・洪教員（経済法担当），羽賀教員（国際私法・国際取引法担当）

⑧ 宅地建物取引士

<何ができるか？>

宅地建物の売買，賃貸の代理または媒介を業とする場合，その事務所に置くことが義務づけられている資格者である。

<試験科目>

- ・土地及び建物の権利，権利の変動
- ・土地及び建物の法令上の制限
- ・土地及び建物の税に関する法令
- ・土地及び建物の価格評定
- ・土地及び建物の需要に関する法令（講習受講による免除あり）
- ・土地の形質，地積，地目及び種目，建物の形質，構造及び種別（同上）
- ・宅地建物取引業法及び関係法

6. 就職・進路についての相談窓口・サポート体制

就職支援室

場 所：角間キャンパス本部棟（保健管理センターのある建物）2階

利用時間：平日 9時～17時（就職資料コーナーは18時まで）

休業期間：土曜日，日曜日，祝日，夏季一斉休業期間（8月中旬頃），
年末年始（12月29日～1月3日）

電 話：076-264-5265・6190・6191

E-mail：syukatsu@adm.kanazawa-u.ac.jp

Web サイト：<http://www.kanazawa-u.ac.jp/education/employment>

就職支援室では、学生の皆さんの就職・進路について様々なサポートを行っています。

① 就職・進路相談

キャリアカウンセラーによる就職・進路相談を受け付けています。エントリーシートへの添削・面接練習もでき、スカイプ等を利用した相談も可能です。

- ◆ 相談日 平日 10時～17時（1回あたり 30分）
- ◆ 事前予約制 アカンサスポータルイベント管理機能にて予約が必要。
希望日の1週間前から予約を受け付けています。
- ◆ 問い合わせ先 076-264-6188

② 求人情報の提供

就職支援室に届いた求人票をオンラインで公開しています。詳細は本学 Web サイト（在学生>進学/就職支援>在学生の方へ）をご覧ください。

③ キャリア&就職支援イベントの実施

就職ガイダンス、キャリア支援イベント、企業説明会、官公庁説明会など、様々な支援行事を実施しています。開催日等は、アカンサスポータルのメッセージ、掲示板で案内していますので、こまめにそれらをチェックしてください。

④ 就職関係書籍の貸出・就職ガイダンスの動画配信

就職に関する書籍・雑誌を貸出しています。

- ◆ 返却日 借用した日の翌々日（2泊3日）

就職ガイダンスは録画し（撮影不可のガイダンスは除く）、後日動画視聴できますので活用してください。アカンサスポータルにて URL を配信しています。

⑤ インターンシップ受入れ先の紹介

就職支援室に届いたインターンシップの詳細は、アカンサスポータルのメッセージ、就職支援室 Web サイトでお知らせしています。なお、法学類が案内・募集し、単位認定の対象となる、「法律実務インターンシップ」については、法学類教務係が窓口となりますので注意してください。

⑥ その他の支援

OB・OGの情報の提供、会社パンフレット・会社説明会の案内・公務員及び教員採用試験案内・各種セミナーの案内などの就職関係資料の提供、就職ハンドブックの配付などを行っています。